



小林市告示第 263 号

次に掲げる者は、その住所が不明のため、この者に係る令和8年度介護保険料第2期督促状(令和8年9月18日発送分)は、市長において保管し、送達を受けるべき者からの請求があったときは、いつでも交付する。

介護保険法第143条において準用する地方税法第20条の2の規定により告示する。

令和8年10月8日

小林市長

堀 研二郎



公示送達リスト（令和８年度介護保険料第２期督促状）

[illegible]